

## 平成 29 年第 8 回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成 29 年 8 月 18 日午後 3 時から、地域振興プラザ 4 階大会議室において、平成 29 年第 8 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

小野	好江
城所	正彦
保坂	律子
今泉	浩史
小島	文弘

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	大塚 広満
学務課長	佐藤 篤太郎
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	稲田 基樹

- 1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長	齋藤 晃二
教育総務課教育総務係	加藤 綾子

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 22 号議案  
「平成 30 年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」
- (5) 日程第 5 第 23 号議案  
「平成 30 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」
- (6) 日程第 6 報告事項

委員 長      ただ今から、平成 29 年第 8 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。  
まず、傍聴の方々にお願いがございます。

1、会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害はしないでください。2、会議開催中はみだりに席を離れないでください。3、決められた出入口から入退場してください。4、傍聴人は委員席に入ることができません。5、携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りください。これらの事項を守ってください。

それでは、日程第 1  本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。  
前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長      ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は城所委員にお願いいたします。

次に、日程第 2  「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長      ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決しました。

次に、本日は議事進行の都合により、日程第 4  第 22 号議案、日程第 5  第 23 号議案を先に行い、その後、日程第 3  教育行政報告、日程第 6  報告事項を行うことといたします。

それでは、日程第 4  第 22 号議案「平成 30 年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長      本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、平成 30 年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択を行う必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長      それでは日程第 4、第 22 号議案、平成 30 年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択につきまして、ご説明申し上げます。

平成 30 年度に稲城市立小学校で使用する教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条、及び、同法施行令第 13 条及び第 14 条により、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行うこととされております。

このため、平成 30 年度に稲城市立小学校において使用する教科書を採択す

るものでございます。

このことにつきましては、本年5月23日の第5回教育委員会定例会におきまして、平成30年度使用稲城市立小学校教科用図書採択要領のとおり採択作業を進めることとして決定をいただきました。

5月25日に教科用図書審議会に諮問をいただき、教科用図書審議会は調査研究委員会による研究報告に基づき教科用図書について審議を行い、その結果について7月31日に答申を行っております。

この答申を受け、教育委員会におきまして、平成30年度に使用する教科書について検討・協議し、種目ごとに教科用図書を1種採択することとなっております。

以上、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員 長      ありがとうございます。以上で提案理由の詳細説明が終わりました。  
                  教育長より、採択にあたり留意点等がありましたらお願いします。

教 育 長      平成27年の総合教育会議において、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を設定いたしました。

教科用図書の採択方針のとおり、稲城市の実情や記事の公正さに配慮するとともに、期待する学習効果が得られるよう留意する必要があります。

また、審議会や調査研究委員会における学校現場の意見、保護者、地域からの意見を踏まえ、教育委員の責任と権限において適切に採択する必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員 長      ありがとうございます。  
                  これよりご意見をいただき、採択本を決定してまいります。  
                  初めに、採択方法につきまして、ご意見がございましたらお願いいたします。

委員 長      ご意見がございませんので、従前と同じく種目ごとに無記名投票でいたしたいと考えますが、これにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員 長      それでは、採択方法は無記名投票といたします。  
                  投票の結果、最も票数の多い発行者1者を採択することといたします。  
                  なお、同数票の場合は、委員長により決定することといたします。  
                  各委員には、採択に適すると判断する発行者1者に投票していただきます。  
                  これにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長      ご異議なしと認めます。  
それでは、種目「特別の教科 道徳」の採択を進めてまいります。  
ご意見のある委員は、挙手をお願いします。  
教育長、お願いいたします。

教育長      今回は「特別の教科 道徳」の教科書採択を行うわけですが、そもそも道徳が教科化される大きな要因として、「いじめ問題」が社会的に取り上げられ、その対応として、道徳教育の充実が求められたことがあります。  
採択候補本を拝見させていただきましたが、1年生から6年生までのすべての学年に渡って「いじめ問題」に関する特集ページを編成している発行者もありました。  
「いじめ問題」に対応しようという意図を明確に示している点は評価できると思います。

委員長      ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

保坂委員      審議会からの報告の中に、問題解決的な学習のことが触れられていました。  
今回の学習指導要領の解説の中に、「問題解決的な学習を取り入れた指導」について示されており、「多面的・多角的に考察し、主体的に判断し、よりよく生きていくための資質・能力を養うためには、問題解決的な学習を取り入れることが有効である」との記述がありました。  
問題解決的な学習について、コーナーを設けて明確に示している教科書もありましたので、先生方が実際の授業で活用していただけるのではないかと思います。

委員長      ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

今泉委員      稲城市の子どもに適した教科書という観点からですが、稲城市の教育の特色としてESDがあります。発行者の中には、「持続可能な社会」について取り上げている教科書もありました。稲城市の子どもたちにとっては良い題材だと思いました。  
また、他にも、環境問題と関連させて多摩川の生態系について取り上げている教科書もありました。稲城市の子どもにとって身近な話題であり、子どもたちも興味をひくのではないかと思います。

委員長      はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

城所委員 導入部分についてですが、それぞれの読み物資料のタイトルの前に、内容項目やねらい、発問などが記載されています。これが、発行者によって、書いてある内容や量がずいぶん異なっていると感じました。

学習の導入部分で、「今日は何について学習するのか」を子どもが理解することは大切なことだと思いますが、一方で、現場の先生方の調査・研究の報告の中に、「導入部分で学習内容に詳しく触れ過ぎてしまうと、児童が資料を読む前に学習内容を分かってしまい、その後の議論の深まりがなくなってしまう」との意見もありました。導入部分については、現場の先生方が扱いやすい内容や量であることが大切だと思います。このあたりのバランスは慎重に判断しなければならないと感じました。

保坂委員 今のご意見に関連して発言させていただきます。

資料のあとの発問例や手引きについても、量や内容を慎重に判断する必要があると感じました。読み物資料のあとに、発問の例や、指導の流れが手引きのようなかたちで記載されています。先生方が道德の指導を行う際の参考として活用できるので、特に、経験の浅い先生にとっては、発問例や指導の流れは有効であると思います。

しかし、一方で、先生方からは、「発問例や指導の流れが詳しく書かれすぎているものは、指導の流れが決まってしまう」との意見も挙がっていました。

これについても、多すぎず少なすぎず、バランスが大切だと考えます。

今泉委員 発問例についてですが、私は、子どもたちが自由に意見を言い合えるような発問であることが大切だと考えます。

市民の方のアンケートに、「考え方や行動を一方的におしつけるものは不適切」というような意見がありましたが、私もそのとおりだと思います。

特定の価値観のおしつけではなく、子どもたちが学習内容について深く考え、意見を交換し合えるような授業になるよう、その手助けとなるような教科書を採択していくことが大切だと考えます。

委員長 他にはいかがでしょうか。

城所委員 今回、別冊のノートがついている教科書があります。また、教科書の最終ページなどに、書き込み欄がついている教科書もあります。学習を進める上で、子どもたちが意見や感想を記入して、1年間の学びの記録を残していくことは大切なことだと思います。また、児童が記録を残していくことは、学習評価を行う上でも、有効に活用できるのではないかと思います。

教育長 今回の「学びの記録」については、教科書によって、書き込み欄が多いものと少ないものと様々です。新しい学習指導要領には、「考える道德」「議論する

道徳」への転換と示されていますので、これは先生方の指導によるところも大きいとは思いますが、あまり書くことが指導の中心にならないようにしてもらいたいと思います。記録も大切ですが、子どもたちが考えたり、議論したりすることを重視してもらいたいですし、また、そのような指導ができるような教科書を採択できればと考えます。

委員 長      ありがとうございます。他にご意見はございませんでしょうか。  
ご意見がないようですので、種目「特別の教科 道徳」について、採択候補本の投票を行います。  
事務局より、投票用紙の配付をお願いいたします。

( 用紙配付 )

委員 長      投票用紙の記入はお済みでしょうか。  
それでは、事務局で投票用紙を回収します。

( 投票箱にて回収 )

委員 長      投票用紙の回収が終わりましたので、事務局で集計をお願いいたします。  
集計に際しましては、教育長の立ち合いをお願いいたします。  
投票用紙集計のため、暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

委員 長      再開いたします。  
それでは、種目「特別の教科 道徳」について、投票用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。教育総務課長より、集計結果の報告をお願いします。

教育総務課長      それでは、集計結果をご報告申し上げます。種目「特別の教科 道徳」でございます。発行者〔東京書籍〕3票。発行者〔学校図書〕1票。発行者〔学研教育みらい〕1票。以上でございます。

委員 長      ただいまの集計結果より、種目「特別の教科 道徳」は、発行者〔東京書籍〕、書名〔新しい道徳〕を採択本といたします。  
以上で採択が終わりました。  
最後に、全体を通してのご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。教育長、お願いします。

教育 長      教科書採択に当たりまして、審議会を初め、多くの関係者にご協力をいただ

きましたことに感謝申し上げたいと思います。

今回は、教科書の見本本の展示場所を3ヶ所に増やして展示を行いました。初めて道徳の教科書を採択するということもあり、多くの方々から意見をいただき、改めて教科書採択に対する関心や期待の高さを実感いたしました。

道徳教育は人格形成の根幹に関わるものであり、子どもたちの未来を創造し生きぬく力を育成する上で、重要な役割を担うものと思っております。

今回は、そのような思いをもって、教科書採択に臨みました。

採択に当たり、ありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。他に意見はございませんでしょうか。

それでは、以上により、日程第4 第22号議案「平成30年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」は可決いたしました。

終わりに、教育委員会を代表し、改めまして、今回の教科書採択に向けご尽力いただきました、教科用図書審議会、調査研究委員会の皆様方、また、さまざまなご意見をいただきました学識経験者、保護者、市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

関係の皆様、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げ、御礼いたします。

次に、日程第5 第23号議案「平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行規則の規定により、平成30年度使用稲城市小・中学校特別支援学級教科用図書の採択替えを行う必要があるため本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長 それでは、平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、ご説明申し上げます。

本年5月30日に特別支援学級教科用図書審議会に諮問をいただき、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づき、教科用図書審議会、調査研究委員会、それぞれで協議及び研究を行いました。

各校の調査研究委員会における調査・研究の結果、小・中学校の通常の学級において採択している教科用図書と同一のものが、本市の特別支援学級の教科用図書にふさわしいという旨の答申をいただいたものでございます。

本答申を踏まえ、平成30年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、御審議よろしくをお願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑及びご意見を願

いたします。城所委員。

城所委員 改めての確認ですが、審議会や調査研究委員会の調査・研究には、特別支援学級で実際に指導している現場の先生方の意見が十分反映されていることを、確認させてください。

指導課長 「平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領」におきまして、教科用図書の調査研究を行うための調査研究委員会を、市内の特別支援学級設置校に設置することになっており、また、調査研究委員会の委員は、特別支援学級設置校の校長、副校長、特別支援学級担任が務めることになっております。特別支援学級で実際に指導している教員が調査・研究を行っていることから、教員の意見が十分反映された調査・研究になっております。

委員長 はい、城所委員。

城所委員 通常学級で使用する教科書と同じ教科書を特別支援学級で使用するについて、現場の先生方からはどのような意見が出ていますか。

指導課長 各学校における調査・研究で出された意見といたしましては、「通常の学級との交流学习を進める上で、児童が当該学年の教科書を使用する必要がある」との意見や、「通常の学級と同じ教科書を使用することで、学習の機会や学習内容の質の向上を保障することができる」との意見が出ております。

委員長 保坂委員。

保坂委員 特別支援学級の子ども達は一人一人障害の程度が異なるので、授業の内容によっては通常学級の教科書が適さない子どもがいる場合も考えられます。その場合はどのように指導するのかを確認させてください。

指導課長 特別支援学級におきましては、児童・生徒一人一人の障害の程度や状態に応じた個別指導計画を策定してございまして、一人一人の特性に応じた指導や教科書の使用方法の工夫等を行なっております。

指導内容によって、当該学年の教科用図書による指導が適さない場合につきましては、学校が保有する前の学年までの教科用図書を使用したり、教員自作によるプリント教材を活用したりするなどして、教員が工夫して指導を行っております。

委員長 はい、今泉委員、どうぞ。

今泉委員 教科書の選定にあたっては、保護者の方々のご意見も大切だと思います。毎回確認していることですが、保護者からの意見、要望などについて、分かっている範囲で教えてください。

指導課長 教科用図書に関する保護者の方からのご意見・ご要望につきましては、調査研究委員会からの報告によりますと、「通常の学級との交流学习の機会をより多く設定してほしい」という願いや、「当該学年の学習内容を可能な限り多く身につけてほしい」という願いから、通常の学級で使用する教科用図書を使用してほしいとのご要望があると伺っております。

委員長 他に何かありますか。ご意見として、何かあればお願いいたします。教育長。

教育長 特別支援学級に子どもを通わせている保護者には、可能な限り、通常の学級で学ぶ内容に即した学習を行ってほしいという願いがあります。

特別支援学級で使用する教科書は、一人一人の力を少しでも伸ばしていくという観点から、通常の学級の教科書と同じものが適切だと考えます。

保坂委員 私も通常学級の教科書と同じものが良いと考えます。

通常学級との交流学习という点や、特別支援学級の子ども一人一人に応じた教材や指導の工夫をしていただいているという点からも、通常学級と同じ教科書が良いと考えます。

委員長 他に質疑及びご意見はございませんでしょうか。

他に質疑及びご意見がないようですので、以上で質疑及び意見を終結いたします。

それでは、日程第5 第23号議案「平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を採決いたします。小学校及び中学校個々の教科書の採択について、採択の可否を確認いたします。

はじめに、小学校の教科用図書でございます。検定教科書、一般図書若しくは文部科学省著作教科書とするかどうかについて挙手願います。検定教科書とする方は、挙手願います。

( 挙手全員 )

委員長 ただ今の結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、小学校につきましては、検定教科書となりました。

次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて挙手願います。学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

( 挙手全員 )

委員 長 　ただ今の結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、小学校につきましては、学年相当の検定教科書とするとなりました。続きまして、中学校の教科用図書でございます。検定教科書、一般図書、若しくは文部科学省著作教科書とするかどうかについて挙手願います。検定教科書とする方は、挙手願います。

( 挙手全員 )

委員 長 　ただ今の結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、中学校につきましては、検定教科書となりました。次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて挙手願います。学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

( 挙手全員 )

委員 長 　ただ今の結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、中学校につきましては、学年相当の検定教科書とするとなりました。以上により、日程第5 第23号議案「平成30年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」は、小学校、中学校ともに、学年相当の検定教科書を採択することといたします。ここで、5分間の休憩をはさみます。暫時休憩といたします。ありがとうございました。

( 暫時休憩 )

委員 長 　それでは、再開いたします。次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 　教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[ 教育行政報告 ]

教育総務課長 　1 教育委員会後援名義について  
2 工事請負状況について  
3 平成29年8月東京都市教育長会庶務課長会定例会について

- 学務課長
- 1 平成29年7月分不登校による欠席児童・生徒数について
  - 2 平成29年度通学路合同点検の実施について
  - 3 児童・生徒数、学級数（平成29年8月1日現在）について
- 指導課長
- 1 担当者事業について
  - 2 推進事業について
  - 3 研修事業について
  - 4 その他について
  - 5 教育センター関係について
- 生涯学習課長
- 1 社会教育活動の振興について
  - 2 芸術文化活動の振興について
  - 3 文化財の保護と普及について
  - 4 生涯学習推進事業について
  - 5 学校施設コミュニティ開放事業について
  - 6 放課後子ども教室参加状況について
  - 7 公民館主催事業の実施状況について
  - 8 iプラザの主な主催事業の実施状況について
  - 9 平成29年7月 生涯学習課利用統計について
- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
  - 2 市立公園内体育施設管理運営について
  - 3 社会体育施設管理運営について
  - 4 学校開放事業について
  - 5 東京ヴェルディ支援推進事業について
- 学校給食課長
- 1 平成29年度第2回給食主任会について
  - 2 1学期学校給食終了について
  - 3 平成29年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会職員合同研修会について
  - 4 平成29年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
- 図書館課長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
  - 3 分館の主催事業について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 地域との連携について
  - 6 学校との連携について

7 視察について

8 図書館の利用状況（平成29年7月）について

委員長 ありがとうございます。以上で、教育行政報告が済みました。

次に、日程第6「報告事項」です。本日の報告は2件です。

「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事实施設計に係る基本プランについて」を学務課長より、「稲城市特別支援教育あり方検討会の中間報告について」を指導課長より説明をお願いいたします。

学務課長お願いいたします。

学務課長 それでは、稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事实施設計に係る基本プランについて、説明させていただきます。

現在、厨房機器業者選定プロポーザルで選定された企画提案書をもとに、新第一調理場の基本プランを作成中です。現時点での進捗状況について、報告、説明をさせていただき、教育委員の皆様のご意見をいただき反映しながら、この後、進めていければと考えております。よろしくをお願いいたします。

1、敷地内の建物配置です。敷地の北側に余裕を持たせ、荷受・配送・回収エリアを北側に集中させる配置を考えております。人と車の動線を区分できるというメリットがあると考えております。

2、新調理場の運営方法について。新調理場の業務について、一部、公設民営ということで民間委託を考えているところでございます。考え方について、別紙1にまとめております。別紙1、2ページをご覧ください。

新調理場の運営方法について、1の委託方式について、まず1点目として全部委託。調理・配送・配膳、それらを一括して委託する方式。それから、2点目としましては一部委託で、調理と配送を委託し、配膳は市で直営という方式。また、3点目としまして、調理のみの委託で配送は別に委託をして配膳は市の直営ということが考えられるかと思えます。

その中で、実際に今検討しているものは、2でまとめてあります。

まず、(1)現状の給食提供までの流れということで、大まかな流れを示させていただいております。①献立の作成、②食材料の購入、③食材料の検品、④調理業務、⑤配送、⑥配膳、⑦回収、⑧洗浄という流れになっております。現在、考えている委託方式としては、まず、市が行う業務としては、四角であらわしているんですけども、①から③まで、献立、食材料の購入・検品、それと⑥の配膳、こちらを市で行う。楕円で示している部分、④の調理業務、⑤の配送、⑦回収、⑧の洗浄について、業務委託でやっていこうと今考えております。この中で、配送と回収については、既に委託で行っております。

続いて1ページめくっていただきまして、3、アレルギー対応についてです。新調理場においては、アレルギー対応食の対応を考えております。アレルギーを持つ児童生徒でもなるべく多くの児童生徒がほかのみんなと同じような給食

を楽しめるように、アレルギー対応の考え方を別紙2にまとめております。別紙2、3ページをご覧ください。新調理場のアレルギー対応についてです。

アレルギー対応食、除去食での対応となるんですけども、その品目については、今、お子様に食物アレルギーがあると認識をしている家庭からは、アレルギー疾患用の学校生活管理指導表を提出していただいております。その提出状況は、今年度総数としては317人の方から出ております。このうち、除去食として対応するアレルギー品目について、乳製品、卵、小麦、エビ、カニ、イカ、クルミ、この7品目を考えているところです。これにより、対象児童生徒数としては191人となります。それに加えて給食で使用しない食品として、そば、落花生、キウイフルーツ、牛肉、ごま、バナナ、いくら、あわび、まつたけ、もも、カシューナッツ、こういった11品目のものがございます。こちらは対象児童生徒数としては96人となります。両方あわせるとアレルギー除去食対応可能児童生徒数として287人となります。アレルギーを持つ児童生徒のおよそ9割の子が同じような給食をみんなと楽しめるようになるのかなと考えて進めているところでございます。

もう一度1ページに戻ってください。4、各施設の配置でございます。施設整備の基本的な考え方、こちらにお示しをしております。

(1) 給食エリアと管理エリアを明確に区分しております。(2) 汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区分しております。(3) アレルギー対応食エリアと他のエリアを明確に区分しております。(4) 食材等及び人の動線について考慮しております。(5) 炊飯設備の整備を図っております。(6) 見学等のエリアの整備を図っております。(7) 調理・洗浄・配送・回収等の業務の委託化を考慮しております。

5、今後の予定です。本年10月中に基本プランをまとめ、本年中に基本設計完了を考えております。また、平成30年7月に実施設計完了し、9月に確認申請、平成30年内での検査済証の交付を取得したいということで進めているところです。

続いて、図面をご覧くださいませでしょうか。4枚つづりになっております。このうち、1枚目、配置図とあります。先ほど申し上げました敷地の北側のほうに車両の動線を集中させるという敷地配置を考えております。

2枚目から4枚目の上段までが各階の平面図です。薄い茶色のところが汚染作業区域です。洗浄とか、下処理とかそういったようなこととなります。ピンク色のところが非汚染作業区域というところで、汚れの落ちたきれいなものを入れる形となります。また、水色で示しているところがアレルギー対応食のエリアとなります。また、緑色のところが職員のエリアで、紫色のところが見学者等外部の人のエリアというところで区分をしております。

この中で、色がついた矢印が食材等の流れを示しております。2枚目の1階平面図でいいますと、この中でプラットフォームと書かれているところがあります。この緑色のすぐ左のところのちょっと上です。こちらに食材等業者が納

品をしてまいります。こちらの荷受室で容器に入れかえてカートに乗せて、エレベーターでまず2階に運ばれます。

3枚目の2階平面図になります。エレベーターでおろされて、それぞれ緑色が野菜・果物、赤色が肉・魚・卵の流れをあらわしているんですけども、それぞれ分かれて下処理等をされます。処理済みのものが、処理された食材のみ調理室に移動することになっています。調理室、ピンク色のところは非汚染作業区域となります。こちらで調理されたものは、今度は水色の矢印の流れになるんですけども、容器に入れられて食缶保管室に移って、カートに乗せられてエレベーターでまた1階におりるような形になります。

2枚目の1階平面図に戻ります。ここで配膳室と記載されていますけども、コンテナ保管室になっております。ここでコンテナに乗せて各校に配送されていくという流れになっております。

アレルギーについては、プラットフォームからアレルギー荷受室という水色のエリア、黄色の矢印で示しております。アレルギー対応、先ほど申し上げた品目を除去した食材をここから入れて、エレベーターで2階に運んで、2階でアレルギー対応食の検収と下処理をします。ここまでがアレルギーとしての汚染作業区域となります。下処理されたものが、やはり食材のみ調理室に移動し、調理され、盛りつけをされて、また小荷物昇降機で1階におろされて、同じように各校に配送されていくという流れとなっております。

次に、給食が終わって回収されてきます。青い矢印で示しております。回収前室で残菜とか、食缶、コンテナ、食器トレイとアレルギー用の食器類に分かれて、それぞれのラインで洗浄されます。ここでもやはり洗浄されたもののみ、このピンク色の非汚染作業区域に移動してきて、食器類についてはコンテナに積み込んで、コンテナと一緒に消毒保管されます。また、食缶等については、それぞれの置き場で、保管庫で消毒保管されることとなります。アレルギー用の食器、食缶等については、こちらから2階に運び、アレルギー対応食のそのエリアで消毒保管をされるという流れとなっております。

炊飯については、1階の左端のほうになるんですけども、黒い矢印で示しております。業者が米を運んできます。米の荷受室で受け取って、米庫に米を入れます。実際に炊飯するときには、米庫に入れてある米について、食数を入れてスイッチを押しますとパイプで炊飯室に飛んでいくことになっており、この機械で洗米と水につけて、炊いて、蒸らしてということまでで、盛りつけて、やはり水色のラインに沿って配送されていくという流れです。

続いて人の動線ですけども、まず職員については、緑色のところですよ。玄関から入り、事務に当たる者はこの1階で完結する形になります。調理員については、玄関から入りましたらエレベーターでまず3階まで上がっていくこととなります。3階に男子休憩室、女子休憩室とございます。こちらで通勤着から館内着に着がえていただいて、2階におりる形になります。2階に更衣室が設けられておりますので、この更衣室では白衣と帽子を身につけることになり

ます。白衣、帽子を身につけた後、廊下を通過して前室、こちらでエプロンとマスクをつけて汚染作業区域、下処理とかのところで作業をする者については、エプロン・マスクをつけてそのままこちらの部屋に入っていきます。非汚染作業区域、調理をする人、アレルギー対応に従事する者については、エプロン・マスクをつけた後、エアシャワーを通過してほこり、雑菌等を飛ばして、それでアレルギー対応、また調理に当たっていただくことになっております。

また、1階で洗浄とか、もう洗浄が済んだものを保管したりすることに従事する職員については、やはり2階の更衣室で着がえた後、1階において、やはり1階のこの前室でエプロン、マスクをつけて、薄茶色のところで作業する者についてはそのまま、ピンク色のほうで作業をする者については、エアシャワーを浴びて作業に従事していただくという流れを考えております。

それぞれ、汚染作業区域と非汚染作業区域の間、またアレルギー対応のエリアとそれ以外の通常の調理をするエリアについては、直接職員がそこを行き来することはない流れできちんと区分するというのを考えているところです。

また、外部の方とか見学に来られた方については、まず1階の紫色のところから入って3階まで、1階のこの部分と3階だけの立ち入りとなります。3階の紫色のところ、廊下を通過して行きまして、途中には体験コーナー、食育に資するようなパネルの展示とか、何か体験できるようなことがあれば、そういったものを展示等して、会議室兼食堂は窓になっていますので、ここから調理の状況を見ていただくということを考えています。ただし、これを見ていただくとわかるように、あまり広いスペースはとれていませんので、カメラとかモニターを設置して、ここでは見られないものについては会議室でモニターで見られるようなことになればなということも考えているところです。

私からは以上です。もし意見等ございましたら、この後、まだまだ設計事業に反映できますので、お寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長            ありがとうございます。

                      続いて、それでは指導課長、お願いいたします。

指導課長        それでは、稲城市特別支援教育あり方検討会の検討内容について、中間報告をさせていただきます。

                      本市の特別支援教育に関する課題について適切な対応を行うために、特別支援教育に関する今後のあり方や支援の体制・方法を検討することを目的として、平成29年4月に稲城市特別支援教育あり方検討会を立ち上げました。検討会の設置期間は平成29年4月から平成30年3月までの1年間です。

                      4月から7月までの検討内容について、ご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

                      1、検討事項については、特別支援教育に関する今後のあり方や支援の体制・方法等に関する事項です。

2、検討経過については、記載のとおり5月18日、6月1日、7月14日の3回実施し、主に小学校の特別支援学級における知的障害の児童への支援体制について協議を行いました。本日は、その内容について、ご報告申し上げます。

項目3については、稲城市立小学校における特別支援学級の現状です。

現在、小学校の知的障害の固定学級は、稲城第三小学校、長峰小学校、平尾小学校の3校に設置されております。各校の特別支援学級の児童数、学級数をご覧ください。平成29年度の市内全体の特別支援学級の在籍児童数は平成28年度より10名増加いたしました。特別支援学級の学級編成基準については8名で1学級という規定がありますので、稲城第三小学校においては平成28年度に比べ平成29年度は2学級増加することになりました。

(3)は特別支援学級設置校の施設等の状況です。設置校3校とも施設の状況等により、現在の学級数を超えて新たに特別支援学級を増設することは厳しい状況でございます。

2ページ目をご覧ください。(4)は特別支援教育相談室への就学・転学・入級・入室相談の状況です。平成28年度の年間の相談件数は、記載のとおりです。平成29年度の相談・申込件数は、7月の段階で就学相談が32件、見学・入級・入室相談が28件です。今後、さらに相談件数が増えることが予想されます。

(5)平成30年度に向けての課題としまして、特別支援教育に関する理解の広がりに伴い、特別支援学級へ入級を希望する児童・生徒が増加傾向にあり、入級希望児童数の状況によっては、学級数が使用可能教室を上回る可能性があるという状況です。

以上の状況を鑑みまして、4、あり方検討会における検討結果の中間報告としては、小学校に知的障害の特別支援学級を早急に増設することが望ましいこと。増設に当たっては、稲城第一小学校に増設することが望ましいことが示されました。

詳細については、5として主な意見を記載しております。特に稲城第三小学校の入級児童数の増加に対応するためには、矢野口、押立地区の児童が通学できる範囲に増設することが望ましいのではないかとということ。また、各小学校の施設の状況を鑑みますと、稲城第一小学校は、大規模な設置工事を行うことなく、新たに特別支援学級を設置することが可能であることなどが理由として挙げられております。

教育総務課と学務課と指導課としましては、あり方検討会の中間のまとめを受け、知的障害の特別支援学級を増設することが喫緊の課題であると判断し、平成30年度4月に開級予定で、稲城第一小学校に新たに特別支援学級を設置する準備をただいま進めているところです。

あり方検討会の今後の検討事項としては、中学校における特別支援教室の導入に関する事項、また、情緒障害等の児童生徒の支援体制に関する事項について、協議を行っていく予定です。最終的な検討結果がまとまりましたら、また、改めてご報告申し上げます。

以上、稲城市特別支援教育あり方検討会の中間報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。以上で報告事項の説明が終わりました。これより質疑をお願いいたします。はい、城所委員。

城所委員 まず、記憶の新しいところから、指導課の質問をお願いします。  
三小の飽和状態というのは、もう明らかにこの数字でわかるので、本当に喫緊の課題であるというのもよくわかる話で。一小というのも非常に理想的な場所であるなというのも、これも理解できる。ただ、開設時期が、やっぱり30年3月まであり方検討会があるわけですね。ということは、開設時期というか開校時期はいつごろ考えてらっしゃるのでしょうか。

委員長 指導課長。

指導課長 開設時期については、今現在いる児童の状況を考えますと、早急に行う必要があるので、来年度、平成30年4月開設、開級に向けて準備をしております。あり方検討会でも、これについては喫緊の課題であるので、中間まとめの段階ではあるけれども、早急に進めていただけたらというふうにご提言をいただいております。来年4月の開校に向けて準備を進めるというところです。

城所委員 その準備段階、開設までのスケジュールというのはどうなんでしょうか。

委員長 指導課長。

指導課長 検討会で討論いただきましたその後、福祉文教委員会等の説明を行いまして、10月から11月にかけて、稲城第三小学校の児童が飽和状態になっておりますので保護者の説明会とか、その他市民の方への説明。相談に関しては、12月末ぐらいまで相談を受けながら、就学支援委員会で判定を行ってまいります。明けた1月ぐらいまでには、来年度特別支援学級ということで新入生の児童が入って来ますので、そのあたりで確認していくという形で考えております。

また、工事等について、教育総務課になるとは思うんですが、今回、稲城第一小学校は大規模な工事を行わなくても現在使用可能な教室があるということなので、こちらをお認めいただいた段階で準備に入るということで、来年の4月ごろに準備ができるという状況です。

城所委員 大変ですけど、よろしくをお願いいたします。

委員長 ほかにはいかがですか。

城所委員　　じゃあ、せっかくなので。

委員長　　はい、どうぞ続けて。

城所委員　　じゃあ、学務課お願いします。非常に配慮のある調理場の建設計画だなと思って感心をしておったのですけれど。その中で一つ、運営方法、委託方式の中で、これを見ると①から③は、やはり市の責任があるのかなという感じがするんです。できれば、委託丸投げしちゃうのが一番やりやすいんでしょうが、一部委託が理想なのかなと思うんですけど。この業者は、経験とか実績とか、契約コスト面とか、その辺は候補としては、やっぱりある程度イメージをされているんでしょうか。

委員長　　はい。学校給食課長。

学校給食課長　　こちらは私からお答えさせていただきます。6,500食を想定しておりますので、そのあたりの調理委託をする業者というのが、恐らく限られてくると思います。近隣市で新調理場の委託をしている業者が大体3社ぐらいに絞られてきておりますので、公募という形をとるのか、指名という形をとるのかわかりませんが、そのあたりの業者が候補として挙がってくるのではないかと考えております。

城所委員　　なるほど。どうなんですかね。コストをとるのか、安全面をとるのか、そういった過去の実績とか、いろいろと決定方法があらうかと思うんですけど、その辺はどうお考えなんでしょうか。

委員長　　学校給食課長。

学校給食課長　　そうですね。調理というところですけども、まず、安全、衛生管理が徹底しているということが中心になってくるかと思うんですけども。恐らく、6,500食となると、かなり大規模調理になると思うので、今、候補として、三つと申し上げたんですけども、そのあたりの業者については、その衛生管理の教育が徹底されているということが前提となっておりますので、安全という面では、担保されているかなと思います。経費については、まだ、こういった指名を受けて調理機器の配備などを見せて、どのぐらいの人員が必要であるとか、そこら辺を示さないとまだわからないものですから、経費的な面で、どの程度差が出るかというのはわからないところです。

城所委員　　なるほど。わかりました。ありがとうございます。

委員長 　　どうぞ。

保坂委員 　確認ですけれども、現状の給食提供のような流れで楢円になっているところ四つ、④⑤⑦⑧とあって、現在は、このうちの⑤と⑦は、もう委託しているということですね。じゃあ、新たに今度、業務委託してというのは④と⑧ですよ。そうするとその④と⑧の業者と⑤と⑦の業者は別になるんですか。

委員長 　　学校給食課長。

学校給食課長 　調理業務と、あと配送・回収というのは運送業者になりますので、また、別の業者になります。ただ、方式としては、それぞれ別の会社にそれぞれ別々に契約をするのか、一括して調理業者に委託して、調理業者が再委託という形で運送業者に委託するをするのかということに分かれると思うんですが。そのあたり別々に委託したほうがいいのか、一括で委託したほうがいいのか、運営のやりやすさとかコスト面から今後検討していくことになるかと思えます。

保坂委員 　わかりました。ありがとうございます。あと、もう一つ。

委員長 　　どうぞ。

保坂委員 　この図面ですけれども、すごくよくできているなと思って感心して拝見していたんですけど。先ほど学務課長がおっしゃっていたんですけど、会議室兼食堂、ここから見学、実際には調理業務見学をするという形になると思うんですけど。見学に来るのは他の自治体の関係、そういう給食に携わっている方なのか、それとも一般市民とか、想定されている見学者はどういう人なんでしょうか。

委員長 　　学務課長。

学務課長 　まず児童生徒、あとPTA関係者です。あとは、うまく受け入れできるかどうか、市民で見学したいところがあれば受け入れも可能ですし、新しい調理場になったら多分、他の自治体からの視察のご依頼が来ると思えますので、そういった方にもこちらで見ていただくということになるろうかと。本当に中心になるのは児童生徒とPTAなのかなと考えております。

保坂委員 　それを伺ったのは、1回に見学する見学者の人数によって、また大きさが違うと思うんですけども。児童生徒が来る場合には、クラス単位で来るとか学年単位で来るとかによって違うと思うんですけど、1回の見学者としてはどれぐらいの規模を想定してこのスペースを確保されているのでしょうか。

委員 長 学校給食課長。

学校給食課長 今、児童生徒で見学に来るのは小学3年生だけ学年単位で来ますので、多いところは80人ぐらい来ているんですけども、その際は、入れかわり立ちかわりでやったりしています。ここの調理場かなり広いので1学年受け入れは可能だと思います。

保坂委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

今泉委員 多分、学校給食課長にこのまま質問したほうがよろしいかと思うんですけども、先ほど人数どのぐらい調理で必要なのか、まだ、わからないという発言だったと思うんですけども。委託するとした3者のあたりをお願いするとして、果たして人が集まりそうなのかどうなのか。かなり今、人がいないという、なかなか人を募集しても来ないと。人がいなくて大変で、ほぼブラック企業になりつつあるんですけども、そんな状態なので、担保できるのかどうなのか、そのあたりも。質問というより、考慮していただければなという意見にします。

委員 長 ありがとうございます。学校給食課長、よろしく申し上げます。

教育部長 補足でよろしいですか。きれいにできている、この図面とペーパー3枚で渡しております。まだ基本設計に入る前の段階ですけども、また建設とか、設置責任者が市長であるので市長等にご報告しながら、教育委員会にもあわせてご報告するんですけども。献立の作成や食材の提供というのは、市が責任を持ってやっていく。そこでそうしてこなしていくというので、全部委託は当然ないだろうということで、今、配送業務等をやっている部分も含めて、調理は病院なんかも参考にして進めていくと。

その中で、また、これを検討しろと言われているのが、調理業務から配送に移るまでの残、いわゆる調理した後の残りの葉っぱのかすとか、また残菜というんですかね、食べ残しの処理とかいったものもリサイクルを先駆的にできるようなことも検討しろということで、市長からの指示をいただいております。そういったものも含めて、このルート、流れがまた少し変わるかもしれませんし、相当な経費になるのかなということも想定されます。また、少し変わる可能性もあるということでご理解をいただきたいと思います。

また、図面の最後の3階の部分ですけども、会議室兼食堂、調理場の見学ができるスペースになっています。これもできれば広い範囲で、カメラを通してではなくて、もう少し広い見学スペースを確保できないかということでご指示等もいただいているところです。それがかなうかどうか、また協議の中で

進めさせていただきますが、現状、きれいな図面としてこういうふうで。また、若干、手を入れさせていただきますながら、その都度、ご報告をさせていただきますと思います。私から以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。ご意見・ご質問は。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。ありがとうございました。

(午後4時42分閉会)